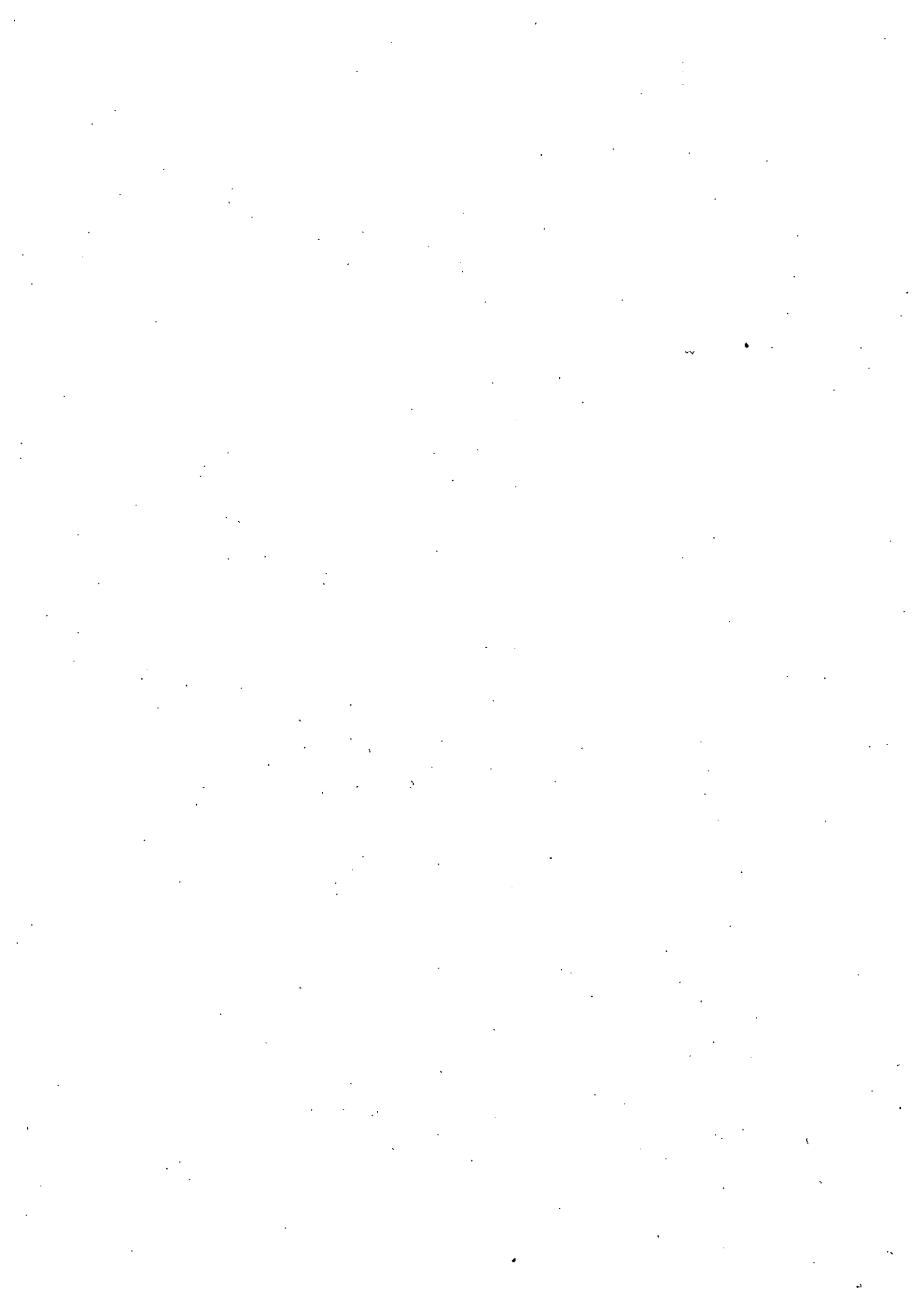


ホームレス対策について

平成24年3月23日(金)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課



ホームレス対策について

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

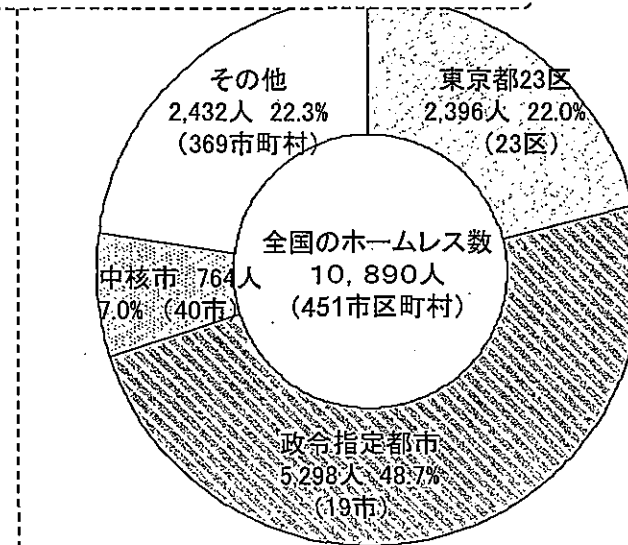
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
(平成23年は15年と比べ、▲14,406人(△56.9%)。)

調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(△26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(△13.7%)
平成21年	15,759人	▲259人(△1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(△16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(△17.0%)

全国のホームレス分布状況(平成23年1月調査)



東京都23区及び政令指定都市別のホームレス数

平成23年調査における東京都23区及び政令指定都市の状況については、合計が 7,694人であり、全国のホームレス数の約7割を占めている。平成15年調査と比較すると11,385人(59.7%)減少した。

各市区別の減少については、減少数の多い順に大阪市4,432人減、東京都23区3,531人減、名古屋市1,342人減であった。

都 市 名	平成23年調査				15年調査	23-15 増▲減
	男	女	不明	計		
東京都23区	2,328	68	0	2,396	5,927	▲ 3,531
札幌市	67	1	6	74	88	▲ 14
仙台市	114	13	3	130	203	▲ 73
さいたま市	105	3	3	111	221	▲ 110
千葉市	54	1	0	55	126	▲ 71
横浜市	683	8	0	691	470	221
川崎市	569	13	16	598	829	▲ 231
相模原市	30	1	0	31	45	▲ 14
新潟市	18	1	0	19	53	▲ 34
静岡市	21	2	7	30	137	▲ 107

都 市 名	平成23年調査				15年調査	23-15 増▲減
	男	女	不明	計		
浜松市	43	1	4	48	140	▲ 92
名古屋市	332	8	106	446	1,788	▲ 1,342
京都市	218	15	34	267	624	▲ 357
大阪市	2,124	40	7	2,171	6,603	▲ 4,432
堺市	61	2	0	63	280	▲ 217
神戸市	100	4	0	104	323	▲ 219
岡山市	21	0	0	21	38	▲ 17
広島市	58	3	0	61	156	▲ 95
北九州市	96	4	8	108	421	▲ 313
福岡市	253	15	2	270	607	▲ 337
合 計	7,295	203	196	7,694	19,079	▲ 11,385

ホームレスの自立に向けた施策の概要

公園、河川敷等にいるホームレス 25,296人(15年1月)
⇒ 10,890人(23年1月)
▲14,406人

【福祉的対応による自立】
福祉事務所(生活保護等)

自治体等の職員が公園等に巡回(総合相談推進事業)
事業内容: 巡回相談による相談活動の実施
 実施者: 自治体の委託を受けたNPO法人等
 【実施自治体数】(23年3月現在) 全国で53自治体

緊急一時宿泊事業(シェルター)

ホームレス自立支援事業(ホームレス自立支援センター)

【事業内容】
 ○緊急一時的な宿泊場所の提供
 ○健康診断等の実施
 ○就労に関する情報を提供
 ○適切な支援が受けられるよう助言・指導
【実施者】
 自治体の委託を受けたNPO法人等
【実施自治体数】(23年11月現在)
 (施設型)全国で2自治体、5施設、定員1,514人
 (借上型)全国で40自治体、63施設、定員652人

【事業内容】
 ○宿所、食事、入浴、衣類下着類の提供
 ○基本的な生活相談、指導
 ○就労相談、指導
 ○健康相談、必要時には生活保護による治療
 ○住民登録も可能
 ○利用者に配慮した居住環境を確保
【実施者】
 自治体の委託を受けたNPO法人等
【実施自治体数】(23年11月現在)
 全国で11自治体、24施設、定員1,958人

就業機会の確保(ハローワークとの連携)
 ・きめ細かな職業相談
 ・免許・資格を取得するための技能講習
 ・一定期間の試行雇用等

就労による

安定した居住の場所の確保
 ・公営住宅の単身入居等
 ・低廉な家賃の住宅の情報提供
 ・民間の保証会社等を利用したアパート入居あっせん等
 ・住宅手当等の活用

自 立

厚生労働省のホームレス対策予算額の推移

事 項	14年度予算額	15年度予算額	16年度予算額	17年度予算額	18年度予算額	19年度予算額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
ホームレス対策経費総額	1,851,019	2,157,816	3,017,858	3,197,038	3,304,154	3,280,238
I 就業機会の確保(職業安定局計上分)	326,030	871,986	948,806	1,083,490	1,190,606	1,171,613
II 保健衛生の向上(健康局計上分)	—	—	10,026	10,026	10,026	5,103
III 自立支援事業等の実施(社会・援護局計上分)	[1,524,989 (※1)	1,831,447	2,059,026	2,103,522	2,103,522	2,103,522

事 項	20年度予算額	21年度予算額	(21年度第1次 補正後予算額)	22年度予算額 (21年度第2次 補正予算額)	23年度予算額 (22年度補正 予算額)	24年度予算案 (23年度第3次 補正予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
ホームレス対策経費総額	3,098,093	3,089,592	6,815,595	8,096,400	11,051,974	11,518,356
I 就業機会の確保(職業安定局計上分)	989,468	980,967	980,967	992,248	1,046,871	1,013,253
II 保健衛生の向上(健康局計上分)	5,103	5,103	5,103	5,103	5,103	5,103
III 自立支援事業等の実施(社会・援護局計上分)	2,103,522	2,103,522	[5,829,525 (※2)	[7,099,049	[10,000,000	[10,500,000 (※3)

(※1)「III 自立支援事業等の実施」については、補正予算額5億円を含む。

(※2)「III 自立支援事業等の実施」については、平成21年度第1次補正予算より緊急雇用創出事業臨時特例交付金(基金)を創設し、補助率を1/2から10/10に引き上げて実施しているところ。

(※3)「III 自立支援事業等の実施」については、各事業の合計額に千万円以下を切り捨てた金額(105億円)を要求額としている。

Ⅲ 自立支援事業等(社会・援護局計上分)の執行状況

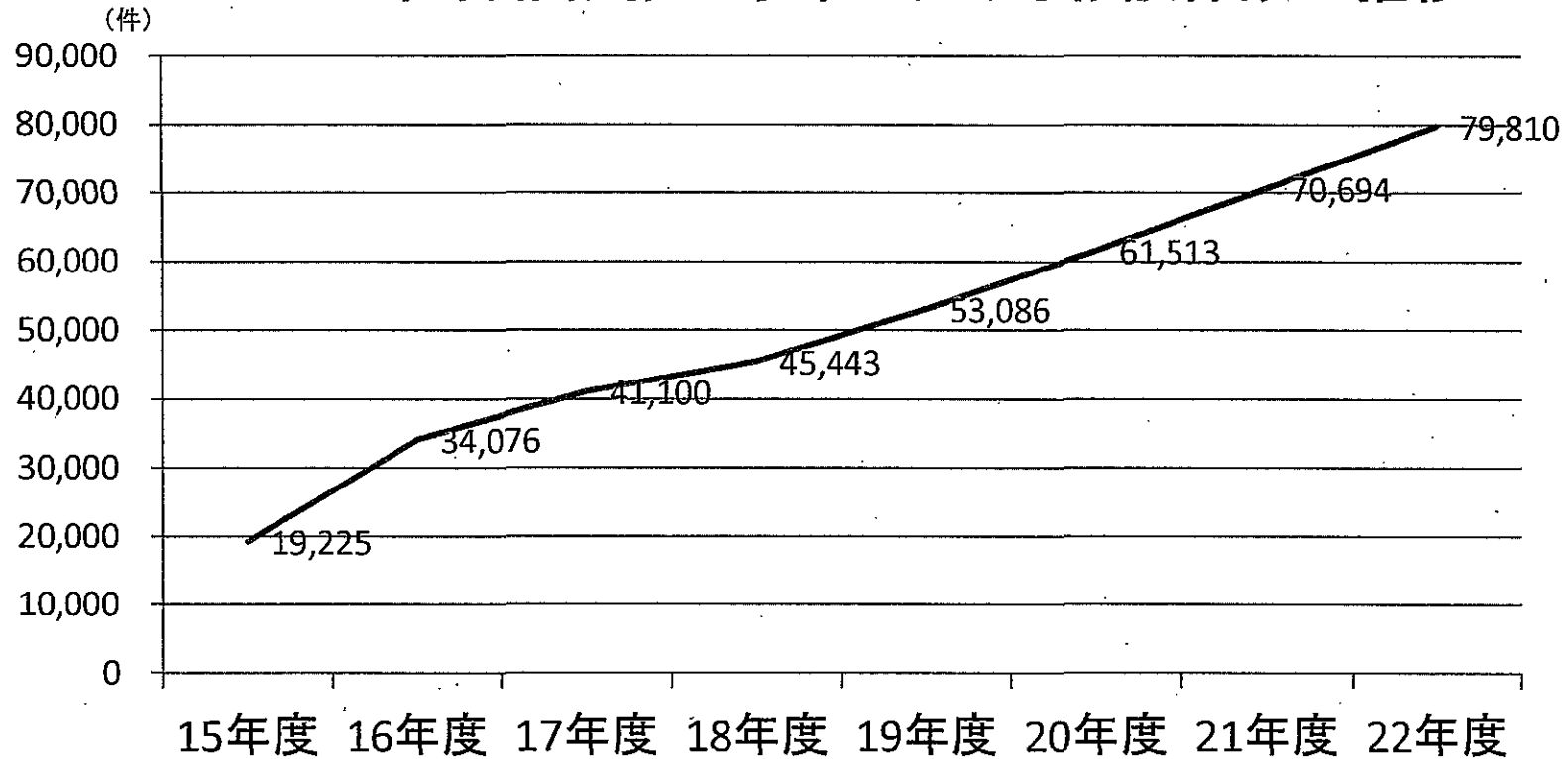
事 項	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 〔21年度第1次 補正後予算額〕	22年度 〔21年度第2次 補正予算額〕
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
予算額	1,524,989 (※1)	1,831,447	2,059,026	2,103,522	2,103,522	2,103,522	2,103,522	〔5,829,525〕 (※3)	〔7,099,049〕
実績額	361,761 (※2)	1,087,660	1,555,878	1,744,519	1,989,944	1,851,777	1,880,848	4,652,621	5,591,916
執行率	23.7%	59.4%	75.6%	82.9%	94.6%	88.0%	89.4%	79.8%	78.8%

(※1) 補正予算額5億円を含む

(※2) 平成14～16年度の実績額は交付決定額

(※3) 平成21年度第1次補正予算より緊急雇用創出事業臨時特例交付金(基金)を創設し、補助率を1/2から10/10に引き上げて実施しているところ。

ホームレス総合相談推進事業における相談件数の推移

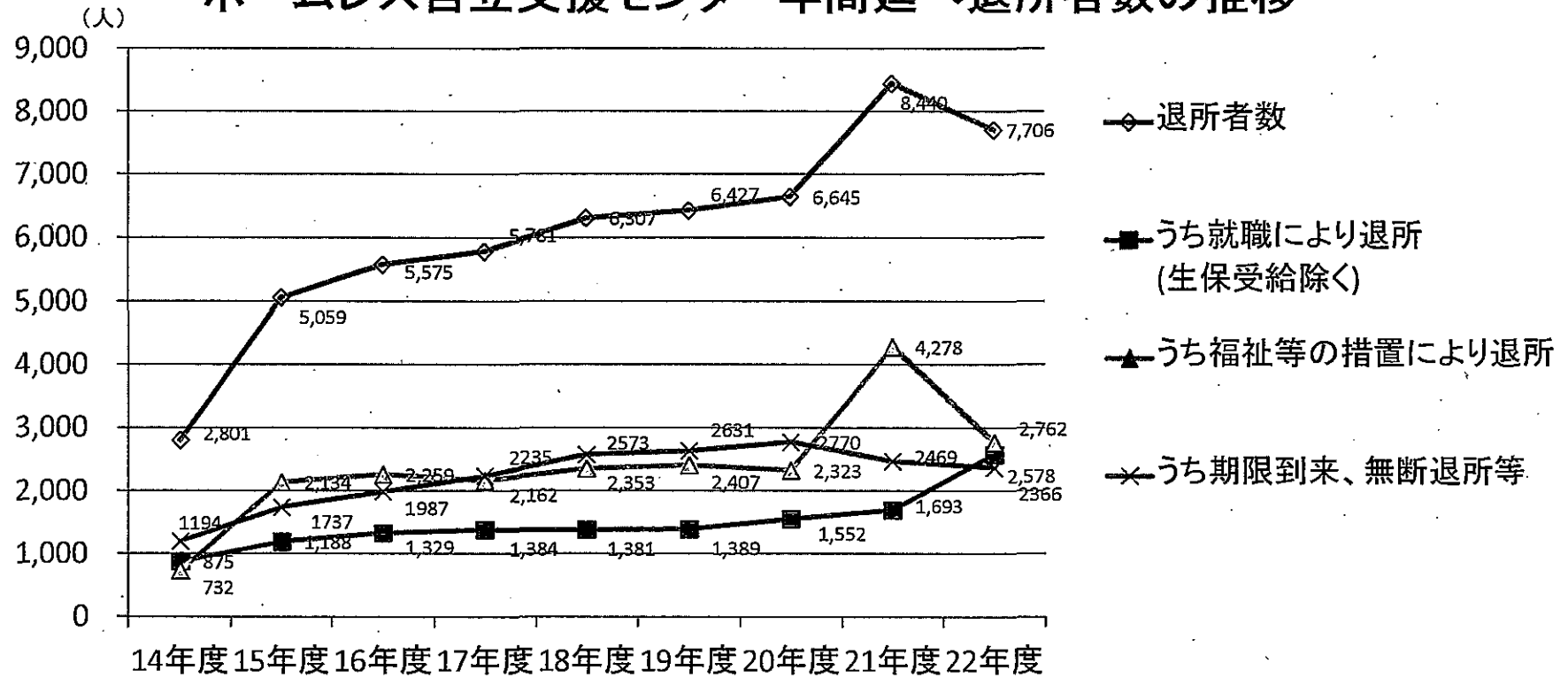


(件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
相談件数	19,225	34,076	41,100	45,443	53,086	61,513	70,694	79,810

※厚生労働省社会・援護局地域福祉課調

ホームレス自立支援センター年間延べ退所者数の推移



※年度末時点に自立支援センターに入所している利用者については、翌年度以降の退所者数に計上される。

(人)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自立支援センター退所者数	2,801	5,059	5,575	5,781	6,307	6,427	6,645	8,440	7,706
(うち就職により退所)	(875)	(1,188)	(1,329)	(1,384)	(1,381)	(1,389)	(1,552)	(1,693)	(2,578)
(うち福祉等の措置により退所)	(732)	(2,134)	(2,259)	(2,162)	(2,353)	(2,407)	(2,323)	(4,278)	(2,762)
(うち期限到来、無断退所等)	(1,194)	(1,737)	(1,987)	(2,235)	(2,573)	(2,631)	(2,770)	(2,469)	(2,366)

※厚生労働省社会・援護局地域福祉課調

厚生労働省の平成24年度ホームレス対策予算の概要

ホームレス対策予算 11,052百万円 平成23年度予算額 1,052百万円 平成22年度補正予算額 10,000百万円	→	11,519百万円 平成24年度予算額(案) 1,019百万円 平成23年度第3次補正予算額 10,500百万円
---	---	---

I 就業機会の確保(職業安定局分) 1,047百万円 → 1,014百万円

- 1 自立の支援等に関する就職支援ナビゲーターの配置** 195百万円 → 194百万円

自立支援センター設置地域の公共職業安定所に、就職支援ナビゲーターを配置し、ホームレス等に対し、きめ細かな職業相談や求人情報の提供、心理的サポート、職業定着指導等を行う。

○就職支援ナビゲーター:48人
- 2 自立の支援等に関する求人開拓推進員の配置** 43百万円 → 38百万円

自立支援センター設置地域の公共職業安定所に求人開拓推進員を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行う。また、事業主に対する啓発活動を行う。

○求人開拓推進員:12人
- 3 日雇労働者等技能講習事業** 521百万円 → 495百万円

日雇労働者及びホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施し、就労機会の確保を図る。

○ホームレス:1,991人

○日雇労働者:1,225人
- 4 ホームレス等試行雇用事業** 12百万円 → 10百万円

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用への移行を希望する日雇労働者を対象に、事業所における一定期間の試行雇用(試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給)により、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげる。

○ホームレス:79人

○日雇労働者:16人

5 ホームレス等就業支援事業

276百万円 → 277百万円

就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために、就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を実施する。

○実施地域:4地域

II 保健衛生の向上(健康局計上分)

6 ホームレス保健サービス支援事業

5百万円 → 5百万円

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所等の窓口や巡回による血圧測定、尿・血液検査、健康相談及び健康情報の提供等を行う。

○実施カ所数:18カ所

III 自立支援事業等の実施(社会・援護局計上分)

7~11 平成23年度第3次補正予算において緊急雇用創出事業臨時特例交付金(基金)を積み増し、ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業として平成23年度から平成24年度までの事業実施に対応

【H22補正予算額】

【H23第3次補正予算額】

10,000百万円(※千万円以下切り捨て) → 10,500百万円(※千万円以下切り捨て)

7 ホームレス総合相談推進事業

2,243百万円 → 2,207百万円

(1) ホームレス及び「職」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方々等(以下、「生活困窮者等」という。)の起居する場所を巡回し、直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行う。また、相談内容により、福祉、就労等の各種施策の活用にかかる助言や支援を行う。

○相談員:228人

(2) ホームレス自立支援センター、ホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者や生活困窮者を定期的に訪問し、地域で自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を行う。

○相談員:900人

(3) 行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設置し、ホームレス及び生活困窮者等への対策に関する協議、調整、相談事業計画の企画立案及び策定等を行う。

○実施カ所数:38カ所

8 ホームレス自立支援事業(自立支援センター事業) 3,030百万円 → 3,010百万円

自立支援センターの入所者に対し、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労等による自立を支援する。

○実施カ所数:24カ所

9 ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業) 3,161百万円 → 3,130百万円

(1) プレハブ等による緊急一時宿泊施設を利用する者に対し、健康状態の悪化を防止するとともに、福祉、就労等の各種施策の活用にかかる助言や支援を行うことにより自立を支援する。

○実施カ所数:6カ所

(2) 民間宿泊施設の借り上げによる緊急一時宿泊施設を利用する者に対し、ハローワークなどの労働施策担当機関や福祉事務所、社会福祉協議会などの福祉施策担当機関と連携し、就労、福祉等の各種施策の活用にかかる助言や支援を行うことにより自立を支援する。

○定員:1,325人

10 ホームレス能力活用推進事業 174百万円 → 87百万円

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、都市雑業的な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を行う。

○実施カ所数:5カ所

11 NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業 1,437百万円 → 2,134百万円

自治体とNPO等民間支援団体が連携し、生活困窮者等に対して自立支援の観点から総合相談、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を一体的に実施し、生活困窮者等の地域生活への復帰や再路上化防止を図る。

○実施カ所数:200カ所


ホームレス対策事業の拡充について（平成21年度第1次補正予算）

目的

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレス等の増加に対応するため、次のとおりホームレス対策事業の拡充を行う。

内容

ホームレス緊急一時宿泊事業の拡充

- 旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借り上げによる事業の実施を可能とする。
 地方自治体において緊急かつ柔軟な対応が図られる。
- 旅館・社員寮等の借り上げに係る国庫補助の算定について、
現行の緊急一時宿泊事業の国庫補助基準額に、利用人員毎の基準額を新たに設定する。

【基準額】 地域の状況等を踏まえた適切な額

ホームレス総合相談推進事業の充実

- 巡回相談員を増員し、
 - ① 借り上げ方式による緊急一時宿泊施設の利用者に対して巡回相談等を実施する。
 - ② 就労が定着できるよう、就労自立後においても継続的な訪問等による相談支援を実施する。

留意事項

既存のホームレス対策事業についても特例として国の負担（補助率10/10）で実施する。

貧困・困窮者の「絆」再生事業について(平成22年度補正予算)

地域で支援活動を行っている**NPOと連携**して、路上生活者だけでなく地域で孤立している**生活困窮者**(ニート、ひきこもりなど)に対し、**個別かつ継続的な支援**の要素を新たに加え総合的な支援システムを構築

旧施策

新施策(充実拡大)

路上生活者

対象者

社会的生活困窮者(ニート、ひきこもりなど)を新たに追加

シェルター設置等自治体主導の事業

実施方法

地域の実情に応じて、NPO等民間支援団体と連携しノウハウを活用

施設における限定的な支援

支援方法

社会的生活を送るための退所後も含めた**個別かつ継続的な支援**

路上からの脱却

事業目的

路上化の未然防止
継続的支援による再路上化の防止

生活の再構築、地域社会への復帰

社会保障・税一体改革大綱について (平成24年2月17日閣議決定より抜粋)

第1部 社会保障改革

第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

6. 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)(一部再掲)

(3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

○ 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。(平成24年秋目途)

i 生活困窮者対策の推進

○ 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。

a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定する。

b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関(NPO、社会福祉法人等)の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(議員立法)の概要

1. 公布・施行

- ・平成14年8月7日公布・施行
- ・施行から10年後に失効(平成24年8月6日)

2. ホームレスの定義

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

3. 目的

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること。

4. 国の責務等

- (1) 国の総合的施策の策定・実施の責務、全国調査の実施、財政上の措置の努力(地方公共団体、民間団体への支援)
- (2) 地方公共団体の実情に応じた施策の策定・実施の責務
- (3) ホームレスの自立への努力、国民の協力

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
(平成十四年八月七日法律第百五号)

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
 - 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
 - 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
 - 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
 - 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内的の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

